

3 障害者差別解消法の概要と合理的配慮の提供

◆ ◆障害者差別解消法の内容◆ ◆

差別を解消するための措置

不当な差別的取扱いの禁止 国・地方公共団体…法的義務 民間事業者…法的義務	合理的配慮の不提供の禁止 <small>(障害者から意思表明があった場合)</small> 国・地方公共団体…法的義務 民間事業者…努力義務
--	--

※個人同士、個人の思想のレベルの問題は、啓発により解消していく。
 ※「雇用」の分野については、改正障害者雇用促進法による。

そのための具体的対応として、

- ◆ 国(内閣府)は、差別解消のための「基本方針」を策定
- ◆ 国、地方公共団体は、「対応要領」を策定
- ◆ 国(各省庁)は、民間事業者の適切な判断に資するため、「対応指針」を策定

(図 13)

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する
 千葉県教育委員会職員対応要領の策定について」(通知)
 教総第1305号・教職第1045号(平成28年3月30日)

(所属長等管理監督者の責務) 第4条

職員のうち、所属長等管理監督者は、障害を理由とする差別の解消を推進するため、次の各号に掲げる事項に留意して障害者に対する不当な差別的取扱いが行われないよう注意し、また、障害者に対して合理的配慮の提供がなされるよう環境の整備を図らなければならない。

- 一 日常の執務を通じた指導等により、障害を理由とする差別の解消に関し、その監督する職員の注意を喚起し、**障害を理由とする差別の解消に関する認識を深めさせること。**
- 二 障害者等から不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供に対する**相談、苦情の申し出等があった場合は、迅速に状況を確認すること。**
- 三 合理的配慮の必要性が確認された場合、監督する職員に対して、合理的配慮の**提供を適切に行うよう指導すること。**

2 所属長等管理監督者は、障害を理由とする差別に関する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

(図 14)

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する
 千葉県教育委員会職員対応要領の策定について」(通知)
 教総第1305号・教職第1045号(平成28年3月30日)

(懲戒処分等) 第5条

職員が、障害者に対し不当な差別的取扱いをし、若しくは、合理的配慮の不提供をした場合、その具体的態様(状態・様子・内容)等によっては、職務上の義務に違反し、又は**職務を怠った場合等に該当し、懲戒処分その他の措置に付されることがある。**

(図 15)

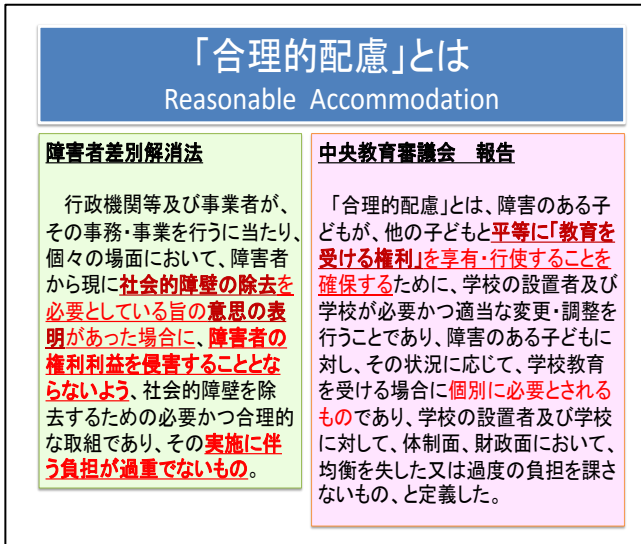
(1) 障害者差別解消法の概要

「障害者差別解消法」は、『障害者基本法』の理念にのっとり(中略)全ての国民が、障害のあるなしによって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資すること(第1条)を目的として平成25年に制定され、平成28年から施行されています。同法には、「障害を理由とした不当な差別的取扱いの禁止」(第7条)と「合理的な配慮の不提供の禁止」(第8条)が明記され、行政機関等の公的機関には障害者への支援が義務付けられます。地方公共団体の機関は、障害を理由とする差別を解消するために、国が定める障害を理由とする差別解消の推進に関する基本方針に即して必要な施策を策定し、職員が適切に対応するために必要な要領(以下、「対応要領」と記す。)を定めることに努めること(第10条)とされています。

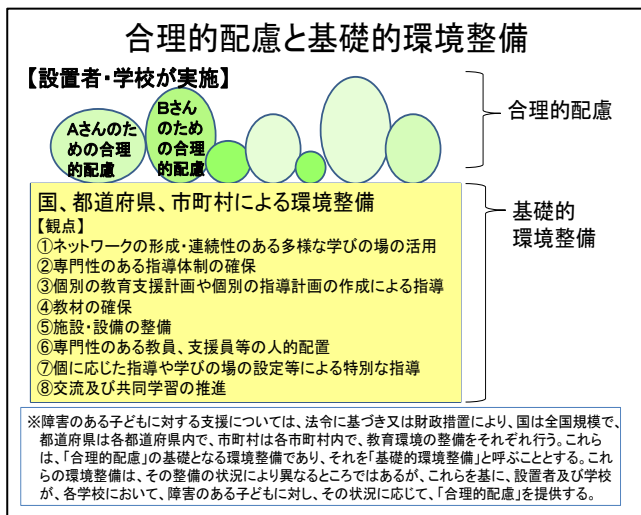
(2) 県の職員「対応要領」と合理的配慮の提供

千葉県は、「対応要領」策定の必要性に鑑み、県職員が遵守すべき服務規律の一環として「対応要領」を定めています。千葉県教育委員会も、文部科学省の対応指針を受け、平成28年3月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する千葉県教育委員会職員対応要領」を定めています。その第4条には、監督者の責務について明記され、障害者に対して適切な合理的配慮が提供されるよう、監督者として、環境の整備を図ることが求められています。

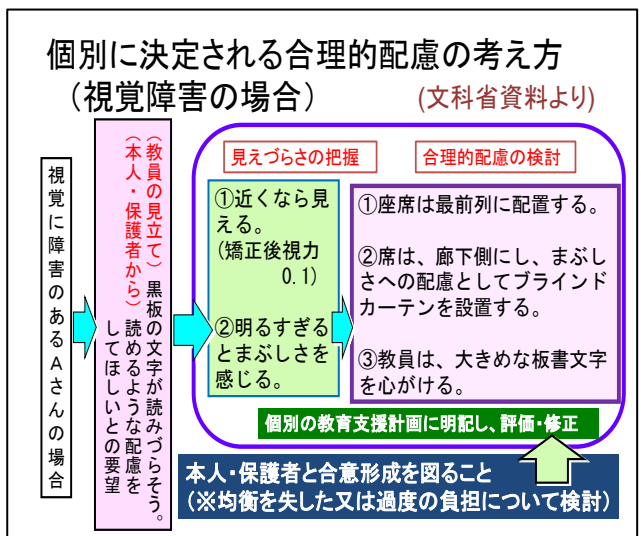
第5条には、職員による障害者に対する不当な差別的取扱いがあった場合、若しくは、職員による障害者に対する合理的配慮の不提供があった場合、その具体的態様等によっては、懲戒処分その他の措置に付されることがあると示されています。



(図 16)



(図 17)



(図 18)

(3) 合理的配慮と基礎的環境整備

公立学校には、障害のある子どもに対する合理的配慮を提供する義務があります。学校における合理的配慮とは、「平成 24 年 7 月報告」における「インクルーシブ教育システム」に定義されるとおり、「障害のある子どもが、他の子どもと平等に教育を受ける権利を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うこと」であり、「学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」です。

国と地方公共団体は、法令や財政措置による教育環境の整備（基礎的環境整備）を行うことで、障害のある子どもたちに対する支援を行います。基礎的環境整備の現状と課題については、「平成 24 年 7 月報告」において、8 つの観点から整理されています。各地方自治体の基礎的環境整備の状況に応じて、学校の設置者と学校は、各学校において、障害のある子どもに対する個別の合理的配慮を提供します。

各学校における合理的配慮は、個別の状況に応じて提供されるため、それを具体的かつ網羅的に記述することは困難です。そこで「平成 27 年 7 月報告」には、「教育内容・方法」、「支援体制」、「施設・設備」の観点と各種障害に応じて整理された合理的配慮が例示されています。これらを柔軟に組み合わせるとともに、例示以外にも一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて、合理的配慮を決定することが大切です。

図 18 は、視覚障害を例として、個別に決定される合理的配慮の考え方を示しています。この場合、最も必要なことは授業における視覚情報の確保です。具体的には黒板の文字の読みやすさを担保することです。まず、見えづらさの状況を把握し、それを踏まえて優先して提供する必要のある配慮（座席の位置、カーテンの設置、板書の文字の大きさ等）を具体的に検討していきます。